

## お知らせ②

# 平成29年度開発トラスト助成応募要項

公益信託北海道開発国際交流基金  
受託者三井住友信託銀行株式会社

現在、様々な分野において「国際感覚」が不可欠な要素として浸透していますが、北海道開発の推進に関しても、国際的な視野に立った取組の検討や具体的行動が重要です。公益信託北海道開発国際交流基金（略称「開発トラスト」）は、北海道開発事業に係る国際交流、海外経済協力等の取組に対する助成を行い、もって国際化時代における北海道開発に携わる人材の育成及び北海道開発の推進に貢献することを目的とし、平成3年5月、財団法人北海道開発協会・北海道建設業信用保証株式会社の出捐により設定された公益信託です。当信託は、三井住友信託銀行が受託し、運営委員会の意見・勧告に基づき運営されています。

本基金が有効かつ効果的に活用され、広い視野をもった人材の育成と活発な国際交流展開の一助になることを期待し、中国・ロシア連邦極東地域など北東アジア諸国の経済成長に伴う北海道の経済交流・観光交流・人材育成などに資する事案など積極的な応募をお待ちしています。

## 1 助成対象

平成30年3月31日までの期間に実施される以下の4つの事業を助成対象とします。

### (1) 派遣事業

北海道開発事業に関連し下記の目的で行われている国際交流にかかる費用の一部を助成します。

- ア 先進地域調査
- イ 経済協力・開発協力
- ウ 学術調査・研究
- エ 研修

### (2) 受入れ事業

海外から来日している地域開発に係る研修者・研修生を北海道に招聘する際に必要な費用の一部を助成します。

### (3) コンベンション事業

北海道内で開催される国際的なコンベンション事業に対して、必要な費用の一部を助成します。

### (4) 国際化資料作成事業

北海道の国際化に資する資料（定期的な刊行物を除く）の作成に必要な費用の一部を助成します。

## 2 助成件数及び金額

総額340万円以内。

いずれの事業についても助成対象経費の2分の1以内と致します。ただし、助成金の上限は、各事業ごとに以下のとおりです。団体による助成を受ける場合には、本公益信託の規定に基づき、指定団体として指定を受ける必要があります、詳しくは、受託者にお問い合わせください。

(1) 派遣事業	個人の場合は40万円、団体の場合は100万円
(2) 受入れ事業	個人の場合は10万円、団体の場合は50万円
(3) コンベンション事業	100万円
(4) 国際化資料作成事業	30万円

## 3 応募方法

所定の申請用紙（団体の場合：様式2-1、個人の場合：様式2-2）に必要事項を記載し、事業ごとに指定された書類を添付してお申し込みください。なお、申請用紙は三井住友信託銀行のホームページからダウンロードすることもできます。また、提出された応募書類は返却致しませんので、ご承知おきください。

## 4 募集期間

平成29年5月31日(火)まで（当日消印有効）

## 5 選考及び通知

募集締め切り後に開催する当基金運営委員会において選考決定の上、平成29年7月下旬頃にその結果を文書にてお知らせします。ただし、審査の経緯等のお問い合わせには応じかねますので悪しからずご了承願います。

## 6 実施報告及び助成金の給付

事業が完了後、事業完了報告を提出していただきます。この報告を受け、受託者より助成金を給付します。なお、事業完了報告書の内容は一般に公開する場合がありますのでご了承ください。

また、偽りその他不正な手続きにより助成金の交付を受けたり、また目的以外に費消したときは、授与した助成金は返還していただきます。

## 7 申請書の提出先・照会先

〒105-8574

東京都港区芝3-33-1

三井住友信託銀行リテール受託業務部公益信託グループ

北海道開発国際交流基金 申請口

TEL 03-5232-8910（受付：平日9時～17時） FAX 03-5232-8919

（申請書URL）

<http://www.smtb.jp/personal/entrustment/management/public/example/list.html>

※申請に際しては募集要項に添付されている申請要領もご参照ください。